

滑川市議会基本条例(案)に関するパブリックコメント実施結果

○募集期間 平成 28 年 6 月 1 日 (水) ～平成 28 年 6 月 30 日 (木)

○意見提出状況 意見提出者 1 人

意見件数 10 件

○提出された意見の概要と議会の考え方

	提出された意見の概要	議会の考え方
1	<p>前 文 今回、議会のあり方を目指し地方自治確立の規範となる基本条例制定に取り組むことに対し評価するが、施行にあたって《仏造って魂が入らず》と言われたいようお願いしたい。後から 2 行目に「議会としての最高規範となる…」とあるが、最高規範の文言は第 8 条で使用されており、くどいと感じる。ここは「議会としての運営規範となる…」としてポイントを外さず実質的主目的を明確にしておきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、本条例は策定することが目的ではなく、これからどのように運用していくかが重要と考えております。 そのためにも前文で本条例が議会の最高規範であることを明記することで、本条例の理念、全体像を表現し、条例の位置づけをしっかりと表すことが大切であり、現在の表現が適切と考えております。</p>
2	<p>第 2 条 「議会は市民の代表機関であり…」となっているが、代表の意味を拡大解釈されると本末転倒なのでここは「市民主権を基本とする市民の代表機関…」であることを明示しておく必要がある。主権在民の立場を置き去りにすべきでない。</p>	<p>主権在民についてはご指摘のとおりですが、現在の表現が簡潔で適切ではないかと考えます。</p>
3	<p>第 3 条の 2 議員は何に対してかが不明瞭につき「議員は、市政の課題、政策について市民の意見を…」としておきたい。本案は一般市民にも解釈ができる措置が必要。</p>	<p>ご指摘の意味も含めて「市民の意見」と表現しているものです。</p>
4	<p>第 4 条 議長は、何もの内部的議事進行だけに限定されるものではない。 議長職における采配の適否による影響は極めて大きく、不明朗な対応をされると市民の損失に連動することになる。要望書、請願書、陳情書、申し入れ書、照会、苦情等は議会を総括する議長宛となることから、その事後処理に対して審議の内容、経緯に関し丁寧なる説明回答義務を明文化すべきである。</p>	<p>議長が対外的にも議会を代表するものであることは、ご指摘のとおりです。 要望書等の取扱いについては規則に基づき適切に処理しておりますが、必要であれば、今後制定する予定の規則等で別途定めることとします。</p>
5	<p>第 5 条の 2 会派による合意形成は是としても、議案によっては、個人的判断が必要となる場面も有るはずである。この際、会派のしぼりで拘束されているのは全体の利益を毀損することもあるので自由採否の余地も確保しておくべきであろう。 「自己決定→自己責任」は地方分権における自治体の運営原則とされている。</p>	<p>会派は同一の理念を有する議員で構成することとしていますが、会派内で意見が異なる場合は、会派内部で議論し決定することであり、条例で定めるものではないと考えます。また、この条文が自己決定を妨げるものとは考えておりません、</p>

	提出された意見の概要	議会の考え方
6	<p>第12条 第7条の2での市長の反問権とともに本条例の目玉となる項目であるが、詳細が不明である。住民参加（議員と市民との双務的な情報共有と対話による意見交換）の公聴会形式の場とするか、第11条の1の公開版で議員相互間による一方通行の単なるパフォーマンスを目指すのか、いずれにせよ議員活動に対する市民評価の機会となることを望みたい。</p>	<p>ご指摘のとおり政策討論会の詳細について本条例では定まっていないため、別途要領等で定める予定としております。</p>
7	<p>第15条 政務活動費の取り扱いについて予算措置に依存しているところから、公私混同を排除するため証票類添付の報告書提出の義務付けが必要であろう。</p>	<p>政務活動費については「滑川市議会政務活動費の交付に関する条例」において、領収書又はこれに準ずる書類の添付が定められております。今後も政務活動費の使途については透明性の確保、適切な使用に努めてまいります。</p>
8	<p>第17条 事務局が単なる議員に対する総務的業務の位置付けから基本条例施行に際し円滑な運用を踏めるため、権限の拡充が必要である。 事例として質問事項の妥当性の事前チェック、議長及び委員会委員長采配の適否、議長宛文書の回答査定等第三者機関的役割を明文化したい。</p>	<p>議会事務局の「調査及び法務機能の充実並びに組織体制の整備」とあるのは、ご指摘の内容も含め、事務局の充実を図るものと考えております。</p>
9	<p>第20条 政治倫理については別条例扱いとのことであるが、平成18年6月8日に政治倫理条例案議員提出の実績（否決）があり、審査会設置等が項目化されている。</p>	<p>ご指摘のとおり、倫理条例については過去の経緯がありますが、今回は本条例制定後速やかに倫理条例の制定に進みたいとの議員間での合意があるため、今後、協議に入ることとしております。</p>
10	<p>第22条 昨今の議会にルールに反する事例が見受けられている。 本条例制定以前の問題として現行の議会運営が果たして適正に行なわれているか【自己検証】を行ない、改善を重ねてゆく議会改革が先決であろう。議会ルールを放置したまま地方分権時代にふさわしい議会としての役割、機能を構築してゆけるのか危惧される。 本条項では[自己検証]の必要性和基本的議会ルールの徹底を明文化しておきたい。</p>	<p>本条項は、議会改革に終わりではなく、継続して取り組んでいく決意を表したものであります。また、議会運営に関しての検証は、条例の有無にかかわらず必要であるとと考えております。 ご指摘については今後の参考とさせていただきます。</p>